

From: 教育学研究科教職教務掛 <020kyokyo2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp>

Date: 2020 年 11 月 20 日(金) 15:02

Subject: 【京都大学】対面授業実施にあたっての確認書（第 3 版）について

京都大学教育学部・教育学研究科

対面授業ご担当の先生方

大変お世話になっております。

京都大学教育学研究科教職教務掛です。

コロナ禍における対面授業の実施につきましては、多大なるご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

京都大学の新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアルが更新されたことに伴い、教育学研究科の「対面授業実施にあたっての確認事項」の第 3 版を作成しましたので、お送りさせていただきます。

お忙しいところ恐縮ですが、ご確認いただけますと幸いです。

何卒よろしくお願いいたします。

対面授業ご担当教員 各位

京都大学大学院教育学研究科・教育学部
新型コロナウイルス対応ワーキンググループ

対面授業実施に当たっての確認事項 **【第 3 版】**

※ 部分が改定箇所

拝啓

この度は、後期の授業の実施にあたり、対面授業として実施の旨、お知らせくださり、ありがとうございました。コロナ禍で様々な特別対応が求められる状況ではございますが、熱心に学生の指導に当たっていただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

先生方のご負担を増やすことは恐縮なのですが、感染拡大防止の観点から、下記の点についてご確認の上、「確認書」にご署名いただき、対面授業の初回でご提出いただきたく、よろしくお願いいたします。

また、京都大学で作成しております「感染拡大予防マニュアル- 令和 2 年度後期授業の実施における配慮について - (第 4 版)」および「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について (第 4 版)」と「感染確認時等の連絡先」についても、あわせてご一読ください。

記

- ☐ 感染拡大により京都大学の活動制限レベルが上がった場合、学期途中でも、対面授業の中止、オンライン授業の実施をお願いする場合があります。
- ☐ 感染者が授業参加者であった場合に濃厚接触者を把握するため、毎回の授業で必ず出席をとり、記録を残してください。また、新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA*) の利用を奨励してください。

* COCOA は個人情報収集をしておらず、基本的に「ほかのスマートフォンとの近接した状態 (概ね 1 メートル以内で 15 分以上) を接触として検知」しているため、授業時の着席場所の距離関係も考慮した感染追跡対策に有効と期待できます。

参考：厚生労働省「接触確認アプリ利用者向け Q & A」問①ー 3

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html

- ☐ 対面授業を実施する場合、感染リスクが高いなど通学に不安を抱える学生、感染が疑われる症状がある等により出席できない学生に対しては、オンラインによる授業参加や録画の提供などでの対応をお願いします (その場合、必要な機材の準備については、別紙をご覧ください)。また、分散登校を取り入れるなどして、対面での出席者を教室定員 50% 以下に抑えてください。

※対面授業実施と、必要に応じたオンラインによる授業参加・録画の補佐のため、TA または OA を付ける予定です。詳細は、担当教員よりご連絡いたします。本確認事項については、担当 TA・OA とも共通理解を図ってください。

- ☐ 対面授業の初回において、すべての受講生に、「対面授業実施に当たっての確認事項 (受講生用)」の配付と確認の指示をお願いします。
- ☐ 授業の実施に当たっては、授業開始の 2 週間前から、検温等による体調確認を行うとともに管理に

留意し、感染リスクを伴う行動（飲食を伴う多人数の会合や多人数の旅行）の自粛をお願いします。受講生にもこれらの点をご指導ください。

- 体温が平熱より高い場合や、せき・倦怠感・喉の痛み・味覚障害等、新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合、TA、学生の授業への出席を不可としてください。
- 教員自身が、体温が平熱より高い場合や、せき・倦怠感・喉の痛み・味覚障害等、新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合、大学には来ず、対面での授業は差し控えてください。
- 授業中は、教員、TA、学生とも、特段の事情がないかぎり必ずマスク等 （フェイスマスクでも可）を着用し、近距離や真正面での会話は可能な限り避けてください。マスクを忘れた学生には、事務室で用意しておりますマスクをお渡しください。
- 会話や討論が必要となる場合は、1 m程度の距離を保ち、必要最低限の時間としてください。
- 教員、TA、学生は、授業開始前と終了後の 30秒程度の石鹸による 丁寧な手洗いまたは各教室等に設置するアルコール消毒液による手指消毒を励行してください。
- 物（マイク、筆記具、情報機器等）は使い回しをしないでください（やむをえずマイクの共用が必要な場合はその都度消毒してください。実験器具等で共用が必要な場合はビニール手袋等を着用してください）。消毒用物品等については、事務室でお受け取りください。また、可能な場合には授業終了時に机・椅子を清拭してください（学生・TA に消毒用シート等を渡して清拭させてください）。
- 授業中は、2方向以上の窓あるいは出入口を開けてください（授業運営に支障がある場合は、最低30分に1回以上、数分程度2方向以上を全開して換気してください）。
- 授業終了後はキャンパスでの不要な滞在は避けてご帰宅ください。
- 感染者・濃厚接触者となった場合、同居者が濃厚接触者になった場合、感染類似症状が見られる場合には、下記までご報告ください、

【教育学研究科の専任教員】

教育学研究科総務掛

TEL：075-753-3000、3003 E-MAIL：020kyosou@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

【非常勤講師】

教育学研究教職教務掛

TEL：075-753-3011、3012 E-MAIL：020kyokyo2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

また、その後の経過観察等の追跡調査へのご協力をお願いします。

以上

-----<切り取り線>-----

2020 年 ____ 月 ____ 日

京都大学大学院教育学研究科・教育学部

新型コロナウイルス対応ワーキンググループ 宛

2020 年 11 月 20 日付けの「対面授業実施に当たっての確認事項 【第 3 版】」について、確認しました。

お名前： _____

別 紙 授業実施に当たり、ご準備いただくもの

①消毒用物品等

- ☐ 手指消毒液（各教室に設置済みです。）
- ☐ アルコールスプレー*
- ☐ 紙製シート*
- ☐ ウエットティッシュ*
- ☐ ビニール手袋*
- ☐ ごみ袋*
- ☐ 予備マスク*（マスクを忘れた学生へお渡しください。）

*必要な場合には、授業の都度、事務室でお受け取りいただき、授業が終わった際に返却をお願いします。（次ページの「対面授業用貸出しセット」をご参照ください。）

②Zoom による同時双方向の配信を行う場合

（事務でもご準備しております。必要なものは、事前にお知らせください。）

- ☐ ノートパソコン（SPS-ID 又は ECS-ID を用いて KUINS-Air につないで、Zoom をご利用ください。eduroam もご利用いただけます。）

※ KUINS-Air の接続方法：http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/kuins/wifi/use/kuins-air_1.html

- ☐ スピーカーマイク

※ ハイブリッド型授業の実施については、別添「ハイブリッド型授業：対面授業とオンライン授業の組み合わせ」並びに「ハイブリッド型（ハイフレックス型）実施のための設備について」もご参照ください。

※ ヘッドセットについては、ご準備しておりません。お使いのものをご持参いただければ幸いです。

- ☐ iPad（ノートパソコンと同様に、Zoom をご利用ください。）

③ビデオで録画し、オンデマンド型で動画を提供する場合

（事務でもご準備しております。必要なものは、事前にお知らせください。）

- ☐ ビデオカメラ
- ☐ 三脚

対面授業用貸し出しセット



手提げ袋に以下の物をセットしています



①アルコール消毒スプレー

②使い捨てペーパータオル



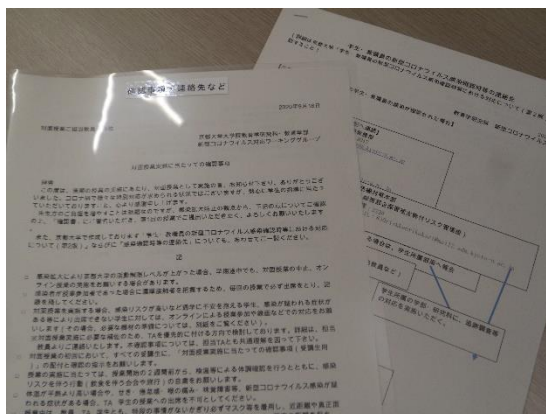
③使い捨て手袋とごみ袋



④マスクを忘れた学生用の予備マスク



⑤ウェットティッシュ



⑥指針・連絡先など

対面授業受講生各位

京都大学大学院教育学研究科・教育学部
新型コロナウイルス対応ワーキンググループ

対面授業実施に当たっての確認事項（受講生用）【第 3 版】

※ 部分が改定箇所

対面授業の受講に当たり、下記の点を確認してください。また、京都大学で作成しております「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第 4 版）」ならびに「感染確認時等の連絡先」についても、あわせて確認してください。

記

- 京都大学の活動制限レベルが上がった場合、学期途中でも、対面授業の中止、オンライン授業の実施に切り替わる場合があること。
- 授業の出席に当たっては、~~授業開始の 2 週間前から、検温等による体調確認を行うとともに管理に留意し、~~感染リスクを伴う行動（飲食を伴う多人数の会合や多人数の旅行）を自粛すること。
- 体温が平熱より高い場合や、せき・倦怠感・喉の痛み・味覚障害等、新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合、その旨、授業担当教員に報告して、大学には来ないこと（該当授業の代替措置について、担当教員に確認してください）。
- 授業中は、特段の事情がないかぎり必ずマスク等 ~~（フェイスマスクでも可）~~ を着用し、近距離や真正面での会話は可能な限り避けること。会話や討論が必要となる場合は、1 m 程度の距離を保ち、必要最低限の時間にすること。
- 授業開始前と終了後 ~~の 30 秒程度の~~ 石鹸による 丁寧な 手洗いまたは各教室等に設置するアルコール消毒液による手指消毒をすること。
- 物（マイク、筆記具、情報機器等）は使い回しをしないこと（やむをえずマイクの共用が必要な場合はその都度消毒すること。実験器具等で共用が必要な場合はビニール手袋等を着用すること）。また、可能な場合には授業終了時に机・椅子を清拭すること。
- 授業中は、2 方向以上の窓あるいは出入口を開けること（授業運営に支障がある場合は、最低 30 分に 1 回以上、数分程度 2 方向以上を全開して換気すること）。
- 授業終了後はキャンパスでの不要な滞在は避けて帰宅すること。
- 感染者・濃厚接触者となった場合、教育学研究科・教育学部の学生は、教職教務掛（TEL：075-753-3011、3012、E-MAIL：020kyokyo2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）に、それ以外の者は所属部局の教務掛に速やかに報告するとともに、当該の対面授業に出席していたことを伝えること（その後の経過観察等の追跡調査にも協力してください）。
- e-Learning「大学生活における新型コロナウイルス感染症対策」(<https://u.kyoto-u.jp/covid19el>) を必ず受講してください。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を奨励します。
* COCOA は個人情報収集をしておらず、基本的に「ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね 1 メートル以内で 15 分以上）を接触として検知」しているため、授業時の着席場所の距離関係も考慮した感染追跡対策に有効と期待できます。

参考：厚生労働省「接触確認アプリ利用者向け Q & A」問①ー 3

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html

以上

感染拡大予防マニュアル
- 令和2年度 後期 授業の実施における配慮について -
(第4版)

本年度前期における教育・研究活動等については、感染拡大防止のために大きな活動の制約を強いられました。今後、後期授業の開始に向け、新型コロナウイルス感染症のリスクが当面続く状況の下でも、感染の拡大防止対策を徹底し、必要な学修機会の確保と同時に、学生相互や教員との交流機会の回復も含めた、より質の高い教育・研究等の場の提供に努めていく必要があります。

これらを踏まえ、本学の感染拡大予防マニュアルを一部改定いたします。

※ _____部分が改定箇所

1. 学生生活についての配慮

(1) 学生生活における留意事項の周知

各学生が、生活の中に感染症対策を取り入れて行動するよう、京都大学新型コロナウイルス対応専門委員会が提供する e-Learning「大学生活における新型コロナウイルス感染症対策」を受講させる。

<https://u.kyoto-u.jp/covid19e/>

同時に、次の情報をはじめ、新型コロナウイルス感染症に対処するための必要な留意事項について、各部局において、学生に対しメールや部局の HP を通じ周知する。その際、次に挙げる感染リスクの高い行動について、特に注意を払うように求める。

① いわゆる夜の街における遊興やアルバイト

② マスク、フェースシールド等（以下、「マスク等」という。）の無い状態での大声での会話

③ 友人等との会食やいわゆる飲み会

④ サークル旅行などの多人数での集団旅行

⑤ 課外活動におけるイベント・合宿

・「新型コロナウイルス感染症の予防のために(注意喚起)【第 3 版】」

— 令和2年7月31日 学生担当理事通知 —

(2) 学生生活に対する相談への配慮

履修や学生生活に関する学生からの相談を受けるため、各部局において、必要な措置を講じる。その際、対面によらない相談も受けられるよう、メールや SNS 等による相談窓口など必要な配慮を行う。

2. 後期授業の実施における配慮

(1) 新型コロナウイルス感染症のリスクの状況に応じた実施における配慮

新型コロナウイルス感染症のリスクが当面続く状況の下でも、学生相互や教員との交流機会の回復も含めた、より質の高い学修機会の確保を進めて行くためには、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、可能なものから対面授業を再開すると同時に、実施可能な感染防止対策を講じたとしても対面授業を実施することが困難である場合は、対面とオンラインの併用又はオンラインのみにより授業を実施する。その際、新型コロナウイルス感染防止の影響で来校できない若しくは希望しない学生や、渡日困難若しくは渡日後一定期間待機が求められている留学生などに対し、当該授業の内容の同時配信、録画配信、又は補講等により、履修上の配慮を行う。

なお、感染状況の著しい悪化や学内で感染クラスターが発生する等の際は、対面授業から原則、オンライン主体の授業に切り替わる場合もあり、引き続き、オンライン授業を履修するための環境の確保を行う。

(2) 授業の実施上の配慮

授業の実施に当たっては、各部局において、以下の各事項に示す必要な配慮を行う。

① 対面授業の実施においては、次の注意事項について、学生に対し、予めメールや部局のHPを通じ周知を行う。

- ・ 対面授業に出席する際は、体調管理に留意し、感染リスクを伴う行動(飲食を伴う多人数の会合や多人数の旅行)を自粛すること。
- ・ 体調に不調を感じたら、まず検温し、平熱より高い場合、あるいは平熱でも何らかの症状(せき、たん、味覚障害など)がある場合は、授業を欠席し、自宅で安静にすること。
- ・ 授業への出席者は、症状がなくてもマスク等を着用することとし、マスク等を忘れた場合は、事務室の指示に従うこと。
- ・ 咳エチケットを守り、会話する際は、可能な限り真正面を避けること。
- ・ 授業前、授業終了後は、手指の消毒や手洗いを励行すること。なお、手洗いに関しては、石鹸で丁寧に洗うこと。又は携帯消毒用シート、アルコール消毒液等を用いて手指を清浄に保つこと。
- ・ 授業終了後は、教室から速やかに退出し、キャンパス内での不要な滞在を避けること。
- ・ 可能な限り、出席者の把握を行うとともに、新型コロナウイルス接触者アプリ(COCOA)等の利用を奨励すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

② 対面授業の実施場所では、次に示す衛生環境等の確保について徹底する。

- ・ 対面授業の実施に当たっては、教室等の収容率を50%程度とすること。
特に、ゼミや演習等、参加者の会話が多い科目については、アクリル板の設置、換気の強化等、参加者の間隔を広くする等、様々な方法により十分な感染防止対策を講じること。
ただし、多人数の講義等において、出入り口の混雑や教室等での行動が適切に制御でき、十分な感染防止対策が講じられる場合は、危機対策本部と協議の上、50%を超える収容率での対面授業を行うことも可能とする。
- ・ 物(マイク、筆記具、情報機器等)は使い回しをさせない。実験器具等で共用が必要な場合はビニール手袋等を着用すること。
- ・ 教室等やトイレには消毒液を設置すること。
- ・ 教室等の換気は、換気装置を稼働させうえて、さらに窓を開ける(最低30分に1回以上、数分

間程度、窓を2方向以上全開)など徹底すること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html

- ・ 授業実施場所の消毒等を定期的に実施すること。

③ 対面授業に出席できない学生等に対し、次の配慮を行う。

- ・ 罹患した学生や、発熱等体調に異常を感じ授業への出席を控えている学生に対し、部局長及び授業担当教員の判断により、履修上の配慮を行うこと(履修登録期間の延長、補講の実施やレポート提出等)。なお、体調不良を理由とする欠席が長く続く場合には、適宜、孤立しないよう連絡を取るなどの配慮を行う。
- ・ 学生や教員の罹患に伴う休講措置等の場合には、授業担当教員と学生との双方向の連絡体制を確保すること(情報環境機構が提供する PandA の利用等)。

④ 実験施設・設備を使用する場では、次に示す衛生環境等の確保について徹底する。

- ・ 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行うこと。
- ・ 設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒すること。
- ・ 実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくすること。

⑤ 自習室・談話室などの共有スペースについては、次に示す衛生環境等の確保について徹底する。

- ・ 一度に利用する人数を減らし、対面での飲食や会話をしないよう利用者に周知すること。
- ・ 入室時間・退室時間の確認を行うとともに利用時間を制限すること。
- ・ 共有スペースは、常時換気するように努めること。
- ・ 共有スペースの入室前・入室後は手洗い又は手指の消毒を行うように利用者に周知すること。
- ・ 共有する物品(テーブル、椅子等)の消毒等を定期的に実施すること。

3. 施設の利用における配慮

(1) 図書館の利用における配慮

図書館の利用については、図書館機構及び各部局において、次に示す配慮を行う。

- ・ 来館しなくても図書館サービスが利用できるようにするため、電子資料の整備、オンラインによるレファレンスや学習相談サービス、郵送貸出等の非来館型サービスを実施すること。
- ・ 利用者の滞在時間を短縮するため、貸出冊数、貸出期間、更新回数の条件緩和等の工夫を行うこと。
- ・ 安心して閲覧や自習ができるようにするため、閲覧席の間隔を十分に確保する。閲覧席が不足する場合は、学内の教室等を利用可能とする等の工夫を行うこと。
- ・ 貸出手続き等の際の飛沫感染・接触感染を防ぐため、窓口への透明仕切りの設置やビニール手袋の使用などの工夫を行うこと。
- ・ 順番待ち行列が予想される場合は、間隔を空けて整列するよう促すため、フロアマーカの設置等を行うこと。
- ・ その他、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取り組みを行うこと。

(2) 食堂、購買等の利用における配慮

① 食堂、購買等の利用については、各運営者において次に示す配慮を行う。

- ・ 混雑時の入場制限、食堂における座席間隔の確保、レジ前の床にフロアマーカを設置するなど、人と人との間隔を十分に確保すること。
- ・ 利用者の入口での手洗い・手指の消毒を徹底するとともに、多数の人が触れる箇所を定期的に消毒すること。
- ・ 窓・出入口の開放など、衛生面に留意しながらこまめな換気を実施すること。
- ・ 食堂では、ビュッフェ形式による食品提供を行わないこと。
- ・ カウンター及びレジは、透明仕切りを設けて遮蔽すること。
- ・ レジでは電子マネーの利用を呼び掛けるとともに、現金については手指が触れないように受け渡しトレーを使用すること。
- ・ 飲食時アクリル板等の仕切りのない状態においては、対面での会話を避けること。
- ・ 食事・買い物後は、長時間滞在することなく退店するよう利用者に周知すること。
- ・ 従業員は発熱や体調不良がないことを確認し記録するとともに、発熱・体調不良の兆候がある場合は出勤停止とすること。
- ・ 座席の間隔を十分に取り、正面に向かい合わせとならず座れるように配置を工夫すること。
- ・ 使用後、利用者が机や椅子を清拭できるように、消毒用シート等を設置すること。

② 昼食時の食堂の混雑緩和のための、本部及び各部局において、次に示す配慮を行う。

- ・ 弁当で食事のとれる場所の拡充を行うこと。
- ・ 職員等の休憩時間の弾力化により、食堂や売店の混雑時の利用を避けること。
- ・ 食事のとれる場所においては、飛沫感染予防のために、各自の間隔を十分に取り、正面に向かい合わせとならず座れるように配置を工夫すること。
- ・ 使用後、利用者が机や椅子を清拭できるように、消毒用シート等を設置すること。
- ・ 換気装置を稼働させうえて、さらに窓を開ける(最低30分に1回以上、数分間程度、窓を2方向以上全開)、出入口の開放など、衛生面に留意しながら換気を実施すること。

4. 部(クラブ・サークル)活動における配慮

部(クラブ・サークル)活動を大学として再開の決定をする場合は、別途定める「**課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)**」に基づき、感染拡大防止の責任者を決め、マニュアルが守られているかチェックする仕組みを確認し、必要な対策を実施する。

5. 学内において学生又は教職員の罹患が確認された場合の授業の対応

(1) 学生又は教職員の罹患が確認された場合の感染拡大防止等の対応

学生又は教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合は、別途「**学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について(第4版)**」に基づき、保健所及び危機対策本部の指示のもと必要な感染拡大防止等の対策を実施する。

(2) 関係部局において、出席停止の対象となった学生への学修時間の確保

KULASIS、PandA 及び OCW 等を活用し課題を与え、レポートの提出などで可能な限り学修時間の確保に努める。

※ 上記内容については、現時点のものであり、随時、変更される可能性がある。

学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第4版）

(R2. 4. 22 一部改正)

(R2. 8. 7 一部改正)

(R2. 9. 30 一部改正)

(R2. 11. 13 一部改正)

(1) 学生・教職員の感染が確認された場合

感染した者が行うこと

- ①速やかに所属部局に報告
 - ②保健所の指示に従い、入院又は宿泊施設もしくは自宅にて療養
 - ③退院又は宿泊（自宅）療養解除時に受ける主治医や保健所の指示・指導に従い、その内容を所属部局に報告
- ※退院等後、登校禁止、就業禁止が解除されるまでの間は、引き続き、体調の経過観察を行う

該当部局が行うこと

- ①速やかに感染者の情報を危機対策本部へ報告、なお、当該感染者が教職員の場合は、併せて総務部人事課へ報告（就業禁止の決定について総務部人事課で手続き）
- ②保健所及び危機対策本部の指示により、活動・業務を停止し、関係者へ自宅待機の指示
- ③保健所及び危機対策本部と連携し、感染者が発病する2日前以降の行動及び濃厚接触した者を特定
- ④保健所の指導のもと、危機対策本部と連携し、感染者の勤務等していた建物や部屋などの消毒作業（必要な場合は一時閉鎖）
- ⑤危機対策本部の指示により、活動・業務の再開（感染者が担当していた業務等の支援体制の整備）
- ⑥感染者より、退院又は宿泊（自宅）療養解除時に受けた主治医や保健所からの指示・指導の内容や職場復帰の目安(※)に基づき、当該感染者が学生の場合は登校禁止の解除を決定し、併せて危機対策本部に報告、教職員の場合は、主治医や保健所からの指示・指導の内容等を総務部人事課に報告（就業禁止の解除については総務部人事課で手続き）

(※) 職場復帰の目安は、次の1)および2)の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも14日が経過している
- 2) 薬剤*を服用していない状態で、解熱後及び症状**消失後に少なくとも3日が経過している

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

危機対策本部が行うこと

- ①保健所より感染者情報を入手した場合、速やかに該当部局に報告
- ②感染者の発生状況について、京大病院クラスター班に報告
- ③必要に応じ、京大病院クラスター班と連携し、以下の初動対応を実施
 - 1) 保健所の指導のもと、該当部局の活動・業務の停止を指示
 - 2) 保健所及び該当部局と連携し、濃厚接触者の特定

- 3)保健所の指導のもと、該当部局と連携し消毒作業
- ④保健所の指導のもと、該当部局の活動・業務の再開の指示
- ⑤学内外への広報
- ⑥業務等の支援体制への協力

(2) 学生・教職員が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となった者が行うこと

- ①速やかに所属部局に報告
 - ②保健所及び本学の指示・指導に従い、感染者と接触した最後の日から14日間は自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）及び体調の経過観察
 - ③発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談
 - ④相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記（1）により対応
 - ⑤14日間の体調の経過観察後、体調に問題が無ければ、所属部局へ経過観察の結果を報告
- ※濃厚接触者と判断されなかった場合、発熱・咳等の症状がなければ、登校、就業は可能
- ただし、必ず14日間は体調の経過観察を行い、所属部局へ経過観察の結果を報告

該当部局が行うこと

- ①速やかに濃厚接触者の情報を危機対策本部へ報告
 - ②保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から14日間の自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）及び体調の経過観察を指示
 - ③濃厚接触者が担当していた業務等の支援体制の整備
 - ④報告を受けた14日間の体調の経過観察の結果を危機対策本部に報告後、自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）の解除を指示
 - ⑤濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記（1）により対応
- ※濃厚接触者と判断されなかった者より報告のあった経過観察の結果を危機対策本部へ報告

危機対策本部が行うこと

- ①保健所より濃厚接触者情報を入手した場合は、速やかに該当部局に報告
- ②保健所の指導のもと、該当部局へ濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から14日間の自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）及び体調の経過観察を指示
- ③業務等の支援体制への協力

(3) 同居者が濃厚接触者となった場合

学生・教職員が行うこと

- ①速やかに状況を所属部局に報告

- ②学生・教職員は、自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）
- ③同居する濃厚接触者が PCR 検査を受け、「陰性」となった場合、保健所との相談のもと、学生・教職員の自宅待機は解除
- ④同居する濃厚接触者が PCR 検査を受け、「陽性」となった場合、所属部局に状況を報告し、保健所及び危機対策本部等の指示・指導のもと、上記（２）により対応

（厚生労働省：家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント

～）<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

（日本環境感染学会：新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

該当部局が行うこと

- ①速やかに状況を危機対策本部へ報告
- ②同居している濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記（２）により対応

危機対策本部が行うこと

- ①該当者に関する情報を部局と共有
- ②必要に応じ、保健所等との連絡調整
- ③濃厚接触者となった場合は、上記（２）により対応

（４）学生・教職員が新型コロナウイルス感染類似症状を呈した 場合

※類似症状とは、咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱などを指す。また、それ以外の疾患の確定診断が付いている場合は除外する。

学生・教職員が行うこと

- ①類似症状を呈した場合は、医療機関又は保健所に相談（PCR 検査を受けることも含め）のうえ、自宅待機（業務命令、自宅学習など）及び体調の経過観察
※京都府内の場合は、まず、かかりつけ医に相談（休日、夜間、かかりつけ医がいない場合などは、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（075-414-5487）に相談）
- ②速やかに状況を所属部局に報告
※PCR 検査を受けることとなった場合にも所属部局に報告
※新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記（１）により対応
- ③以下２点の両方を満たした場合、自宅待機は解除
 - ・発症後８日以上が経過している（起算日：発症日を０日目）
 - ・薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後、３日以上が経過している（起算日：解熱日・症状消失日を０日目）
- ④自宅待機の解除後１週間は、体調の経過観察を行う

該当部局が行うこと

- ①以下２点の両方を満たした場合、自宅待機の解除
 - ・発症後、８日以上が経過している（起算日：発症日を０日目）
 - ・薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後、３日以上が経過している（起算日：解熱日・症状消失日を０日目）

(5) 学外の感染者が学内に立ち入った場合

該当部局が行うこと

- ①危機対策本部より、濃厚接触した者がいたと連絡があった場合は、上記（２）により対応

危機対策本部が行うこと

- ①保健所等の指示・指導のもと、学内で濃厚接触した者を把握
- ②濃厚接触した者がいた場合は、保健所の指示・指導のもと、所属部局に報告し、上記（２）により対応
- ③保健所の指導のもと、該当部局と連携し、消毒作業

(参 考)

- ◎ 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指す。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※ 京都府 HP（濃厚接触者 Q&A） <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/qa.html>

- ◎ 「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

- ◎ 「感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。

※ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

- ◎ 登校禁止、就業禁止及び自宅待機（在宅勤務、業務命令及び自宅学習）の解除に際し、医療機関に対して「治癒証明書」や「陰性証明書」の発行を求めない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640251.pdf>

- ◎ 保健所等の行政機関との連絡調整は、危機対策本部が担当する。

- ◎ 濃厚接触者の判断、消毒作業について

- ・ 保健所が感染者の行動を確認し、現地調査などに基づき事業所と協議の上、濃厚接触者や消毒場所を決定することになる。

- ・濃厚接触者の判断については、同じ事務室内で業務を行っていたとしても、明らかな接触がないことなどにより、濃厚接触者とならない場合もある。
- ・消毒作業に関しては、小さな事務室であれば1日程度で終了し、翌日から業務を再開した例もある。

◎ 消毒作業については、保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、専門業者に依頼することを基本とする。

ただし、緊急を要し、清掃業者を手配できない場合、危機対策本部において当該部局と連携し、消毒作業を実施する。

本学教職員が消毒作業を行う場合は、感染者が利用した区域（部屋、エレベータ、廊下、トイレ等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「(厚生労働省) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」※を参考に実施する。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(問い合わせ先)

総務部企画管理主幹付リスク管理掛

Tel. 075-753-2226

E-mail: 830riskkanrikakari@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※14 日間の体調の経過観察の提出先

施設部環境安全保健課保健衛生掛

Tel. 075-753-2400

E-mail: hoken-corona@hoken.kyoto-u.ac.jp

※体調の経過観察については、別添様式をご使用ください。

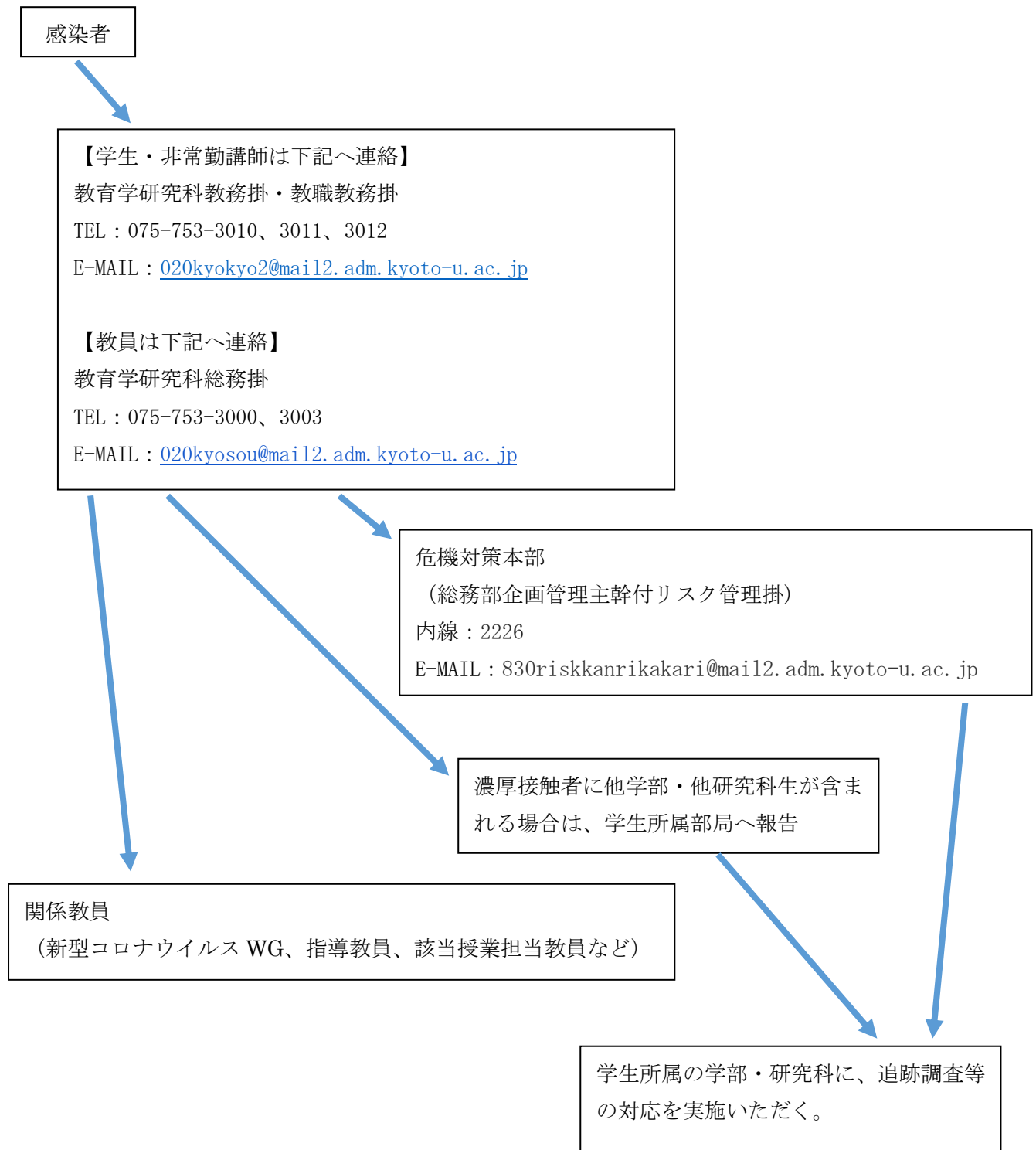
学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等の連絡先

(詳細は京都大学「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について(第4版)」を確認すること)

2020/11/20

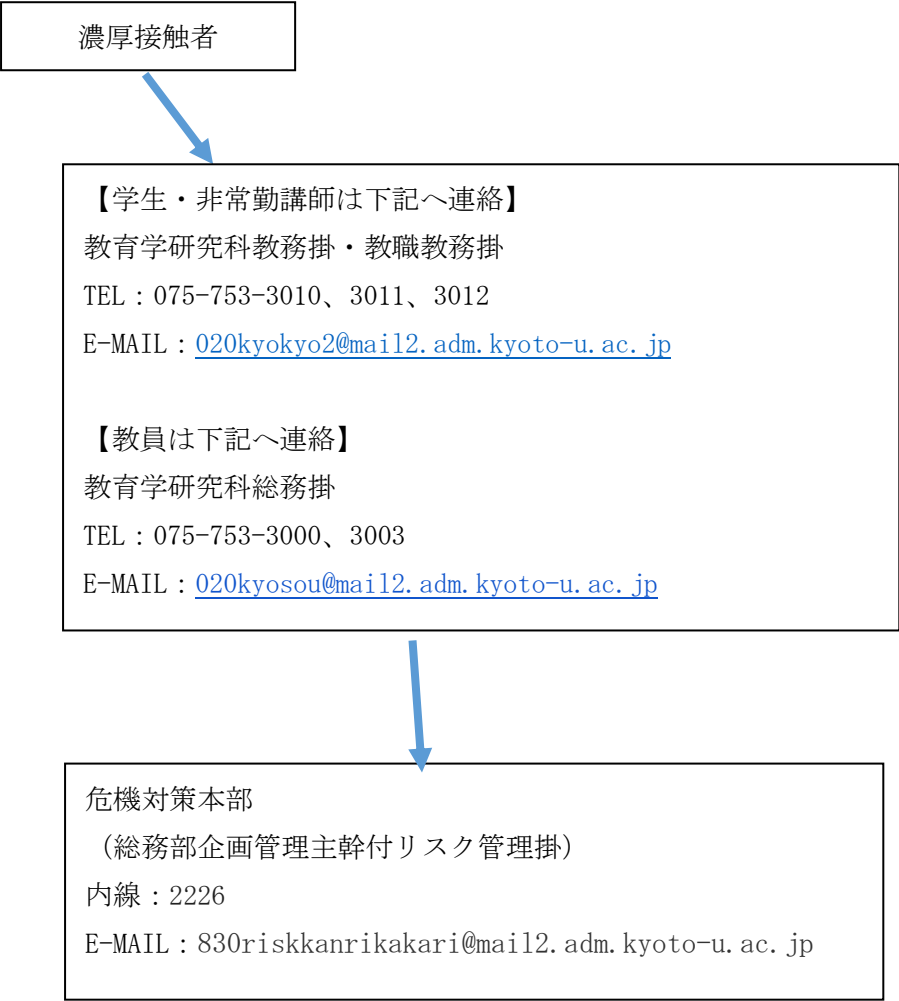
教育学研究科 新型コロナウイルス対応 WG

【①教育学部・教育学研究科の学生・教職員の感染が確認された場合】



【②教育学部・教育学研究科の学生・教職員が濃厚接触者となった場合】

濃厚接触者



【学生・非常勤講師は下記へ連絡】

教育学研究科教務掛・教職教務掛

TEL : 075-753-3010、3011、3012

E-MAIL : 020kyokyo2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

【教員は下記へ連絡】

教育学研究科総務掛

TEL : 075-753-3000、3003

E-MAIL : 020kyosou@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

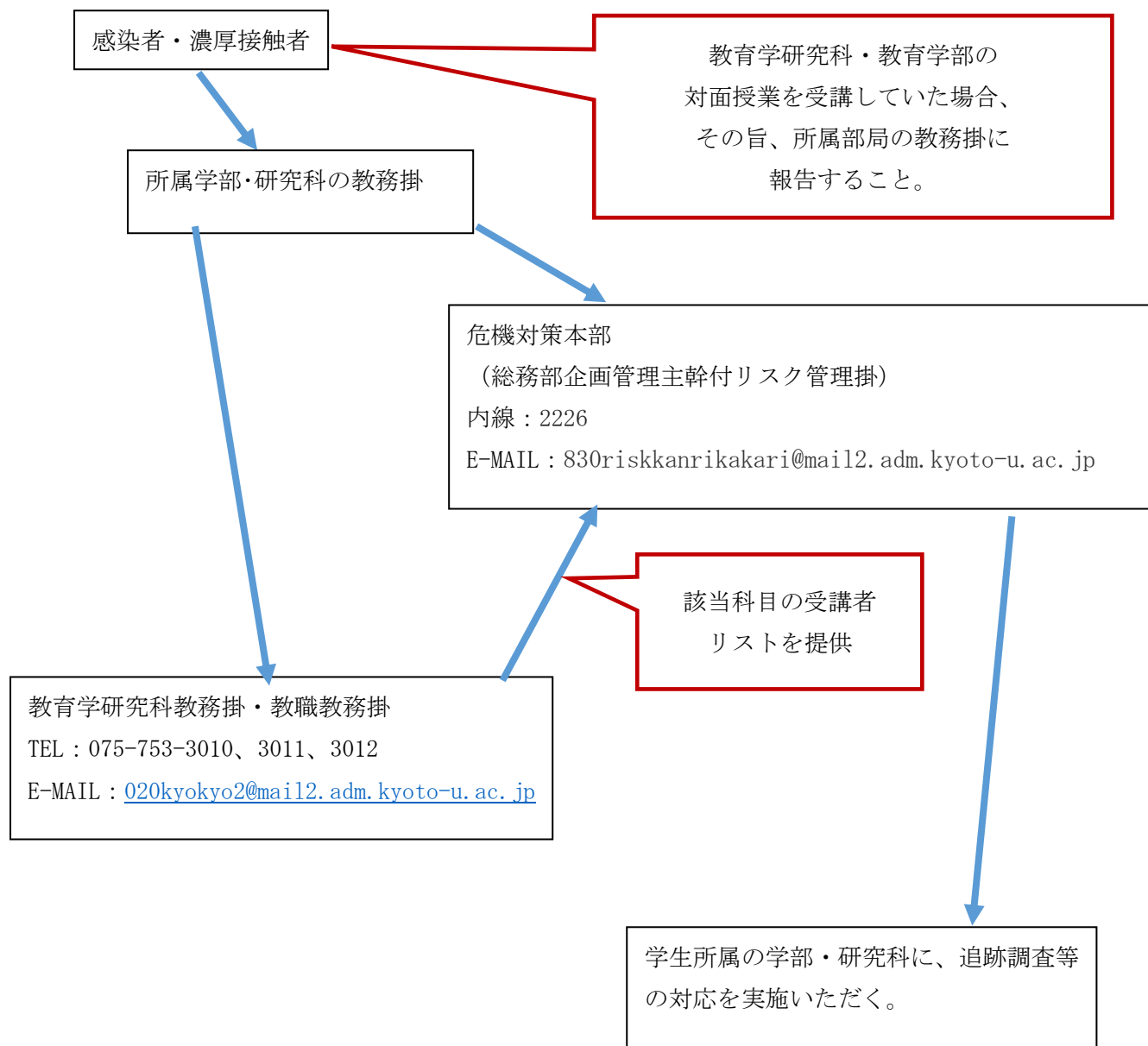
危機対策本部

(総務部企画管理主幹付リスク管理掛)

内線 : 2226

E-MAIL : 830riskkanrikakari@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

【③教育学部・教育学研究科が開講する授業を受講する、教育学部・教育学研究科以外の学生が感染者・濃厚接触者となった場合】



【④同居者が濃厚接触者になった場合】

【学生・非常勤講師は下記へ連絡】

教育学研究科教務掛・教職教務掛

TEL : 075-753-3010、3011、3012

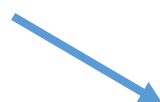
E-MAIL : 020kyokyo2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

【教員は下記へ連絡】

教育学研究科総務掛

TEL : 075-753-3000、3003

E-MAIL : 020kyosou@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



危機対策本部

(総務部企画管理主幹付リスク管理掛)

内線 : 2226

E-MAIL : 830riskkanrikakari@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

【⑤感染類似症状が見られる場合】

※類似症状とは、咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱などを指す。また、それ以外の疾患の確定診断が付いている場合は除外する。

【学生・非常勤講師は下記へ連絡】

教育学研究科教務掛・教職教務掛

TEL : 075-753-3010、3011、3012

E-MAIL : 020kyokyo2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

【教員は下記へ連絡】

教育学研究科総務掛

TEL : 075-753-3000、3003

E-MAIL : 020kyosou@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

From: 教育学研究科教職教務掛 <020kyokyo2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp>

Date: 2020 年 11 月 20 日(金) 15:02

Subject: 【京都大学】対面授業実施にあたっての確認書（第 3 版）について

京都大学教育学部・教育学研究科

対面授業ご担当の先生方

大変お世話になっております。

京都大学教育学研究科教職教務掛です。

コロナ禍における対面授業の実施につきましては、多大なるご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

京都大学の新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアルが更新されたことに伴い、教育学研究科の「対面授業実施にあたっての確認事項」の第 3 版を作成しましたので、お送りさせていただきます。

お忙しいところ恐縮ですが、ご確認いただけますと幸いです。

何卒よろしくお願いいたします。